

見附市告示第114号

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月7日

見附市長 稲田 亮

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市いきいき健康運動事業実施要綱（平成19年見附市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「問診表」を「問診票」に改める。

第6条第1項中「が依頼する医師」を削り、同項後段を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市いきいき健康運動事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。